

**車いす使用者用客室に関する全国調査からの考察
宿泊施設におけるバリアフリー化に関する研究 その 1**
Analysis from the nationwide survey about accessible room
Study on accessibility in accommodations part 1

○中田弾¹, 牟田聡子², 八藤後猛²

*Dan Nakada¹, Satoko Muta², Takeshi Yatogo²

The following four points were found in a national survey of barrier free accessibility in lodging accommodations. 1. Wheelchair accessible guestrooms have been designed considering the maneuverability of wheelchairs. 2. Wheelchair accessible guestrooms are also used by guests without wheelchairs, and there is a demand for future room designs that consider a wide variety of guests. 3. The rate of installation of wheelchair accessible guestrooms is low. Providing barrier free accessibility in all guestrooms is required to create an environment that accommodates more people. 4. It is important to understand issues related to accommodations of different types of facilities and disabilities of guests.

1. 研究背景

2006年に国土交通省より「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」¹⁾(以下、バリアフリー法)が施行され、2008年に厚生労働省より発表された平成18年身体障害児・者実態調査結果²⁾からも、障害者の積極的な屋外活動がわかる。国土交通省による観光白書³⁾では、宿泊施設・文化施設等のバリアフリーの整備がうたわれていることもあり、宿泊施設はバリアフリー化の整備が重要となる施設であると考えられる。

2. 研究目的

宿泊施設におけるバリアフリー法に基づくバリアフリー化の整備率を調査することで、宿泊施設のバリアフリー化に関する課題を把握することを目的とする。

3. 宿泊施設の整備基準について

バリアフリー法では延床面積が2,000 m²以上であり、かつ客室の総数が50以上の宿泊施設には車いす使用者が円滑に利用できる客室(以下、車いす使用者用客室)を1以上設けなければならないと定められている。

4. 東京都A区における宿泊施設アンケート調査

4-1. アンケート調査の目的と概要

日本全国の宿泊施設を対象としたアンケート調査票の作成および全国調査の結果を考察する際の示唆を得るための情報を把握することを目的とする。調査対象は東京都A区内の52施設とする。調査期間は2012年7月7日～7月20日として、16施設から回答を得た。

4-2. アンケート調査の結果

本調査で回答のあった16施設のうち、10施設がバリアフリー法の車いす使用者用客室を設けなければならない規模に該当する。そのうち7施設においては車

いす使用者用客室を有している。また、バリアフリー法では適用外となる6施設のうち、2施設においても車いす使用者用客室が設置されている。

また、調査25項目において、すべての項目で一般客室よりも車いす使用者用客室のほうがバリアフリー化されている割合が高くなっている。とくに車いす使用者用客室では、「段差がない」「有効幅員80cm以上」等の車いす使用者対応について、整備率が高い。

4-3. アンケート調査の考察

「床の素材が車いす等の操作に支障がない」は、一般客室と車いす使用者用客室ともに100.0%であるが、「出入り口に直径150cm以上の空間がある」は、バリアフリー化の割合が低く、とくに車いす使用者用客室においては車いす使用者の宿泊を想定していることから、床面の仕様だけでなく、車いすを転回するための空間を設計段階で計画する必要がある。

5. 東京都A区における実地調査とヒアリング調査

5-1. 実地調査とヒアリング調査の目的と概要

アンケート調査の結果からは把握できない客室内の詳細な情報や車いす使用者用客室の課題を把握することを目的とする。3施設を対象として、調査期間は2013年5月20日～6月7日とする。

5-2. 実地調査の結果

車いすが転回できる直径150cm以上のドレッシングエリアを確保し、客室内に段差はない(図1)。また、トイレはバスルームと併設され、便器の側面からアプローチして便座に移乗可能な空間が確保されている。

5-3. 実地調査の考察

ドレッシングエリアがあり、車いす使用者にとって

1: 日大理工・研究生・建築 2: 日大理工・教員・まち

は移動・転回や荷造り等の作業がしやすい。レンタル用品が充実やベッド間の通路幅の確保に課題がある。

5-4. ヒアリング調査の結果

車いすの移動空間の確保に限らず、家具等を固定しないことで状況に合わせた空間利用を可能にする。アメニティ等を車いす使用者の手が届く場所へ移動する。

5-5. ヒアリング調査考察

客室内の家具類や設備は固定せずに、宿泊客の状況に合わせて移動させることができる計画が求められる。

6. 日本全国の宿泊施設アンケート調査

6-1. 全国調査の目的と概要

宿泊施設のバリアフリー整備率や現状を把握することを目的とする。観光庁から国際観光ホテルとして認められた 2538 施設を対象とする。調査期間は 2014 年 6 月 6 日～6 月 25 日であり、515 施設から回答を得た。

6-2. 全国調査の結果

車いす利用者用客室の「段差がない」「有効幅員 80cm 以上」等の項目は整備率が高い。また、「出入口に直径 150cm 以上の空間がある」や「扉が引き戸である」の項目について、整備率に差が生じている (図 2)。

6-3. 全国調査の考察

車いす利用者用客室では、車いす使用者の移動に関する段差や出入口の幅員等の項目についてはバリアフリー整備率が高いが、「扉が引き戸である」の整備率は低い。また、高さに関する項目も整備率が低く、バリアフリー計画の配慮が不十分である。

7. まとめ

車いす利用者用客室は車いすでの移動等に配慮した計画がなされているが、車いす使用者以外の宿泊客にも配慮した客室計画が求められる。

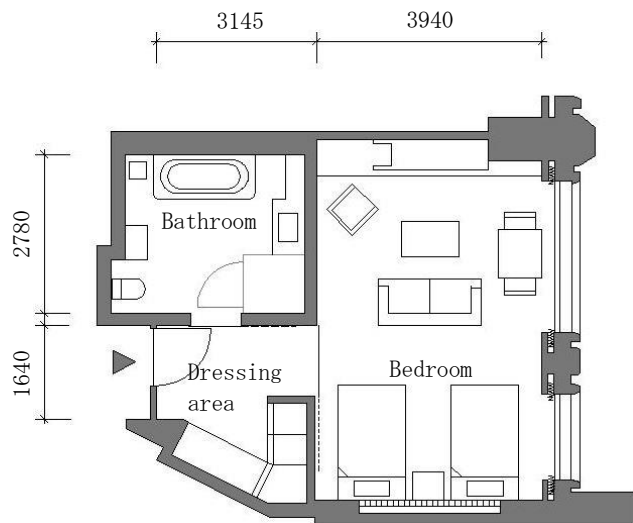


Figure 1. Room plan view for wheelchair users of accommodation A

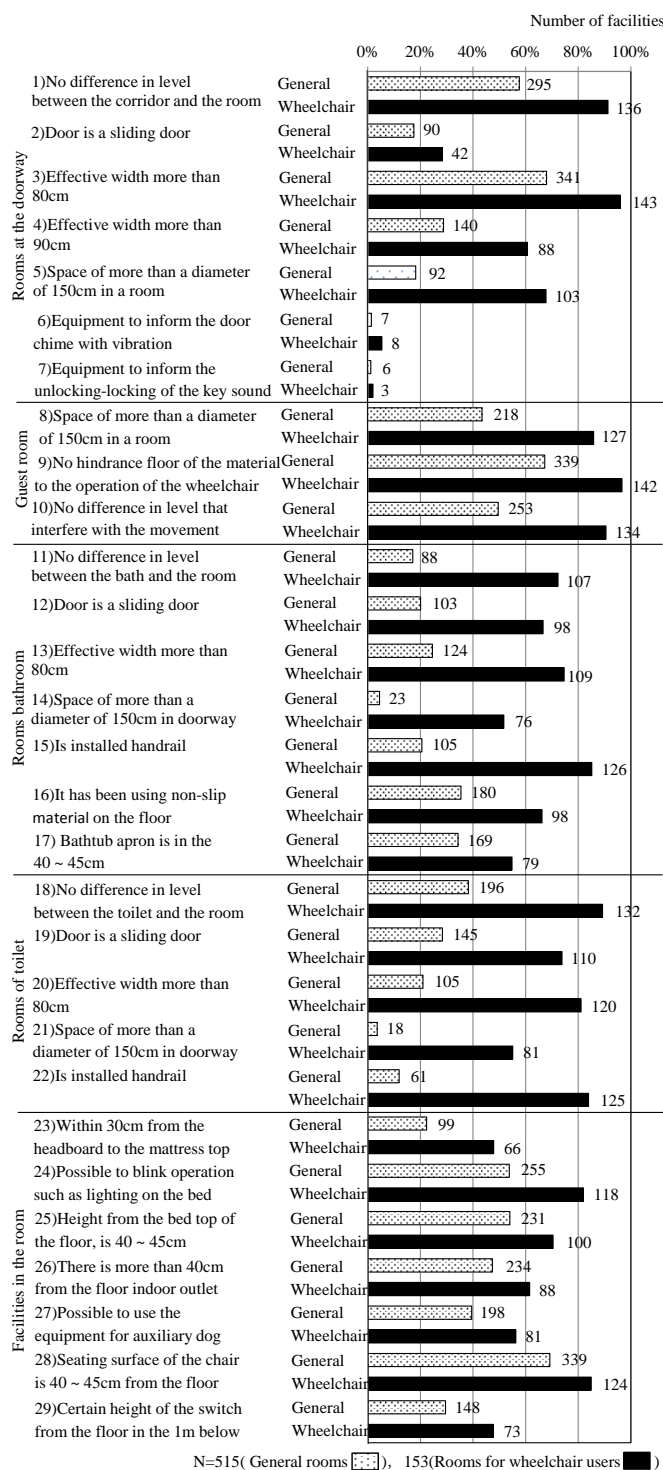


Figure 2. The proportion of rooms accessibility in accommodation

【参考文献】

- [1] 国土交通省：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律，2006年12月20日
- [2] 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課：平成18年身体障害児・者実態調査結果，2008年3月24日
- [3] 国土交通省：観光白書平成25年度版，2012年8月